

認知症対応型通所介護廃止届について

1. 事業所

申請者（名称）	医療法人永仁会
廃止をする事業所（名称）	さとうデイサービスセンター犬山
届出年月日	令和5年1月17日
廃止をする年月日	令和5年2月28日
廃止をする理由	平成23年3月の開設以来、事業を運営してきたが、持続的な運営ができる状況とかけ離れた低水準の稼働となっている。稼働の改善を見込むことができず、経営状況の悪化により事業継続が困難と判断したため。
現に介護予防支援を受けている者に対する措置	ご利用者・ご家族・居宅支援事業者と連携し、他事業所へのサービス移行を行う。

※廃止届出書より抜粋

2. 利用者の移行状況（10名）

移行先	サービス	介護度	認知症自立度	居宅介護支援事業所
さとう病院デイケアセンター	通所リハビリテーション	要支援1	Ⅲa	介護保険センターさとう犬山
さとうデイサービスセンター犬山	通所介護	要介護1	Ⅲb	
		要介護3	I	
		要介護4	I	
		要介護1	Ⅱa	
団欒の家かみの	認知症型通所介護	要介護1	Ⅲa	ちいきの介護相談室
		要介護3	Ⅲa	居宅介護支援事業所ぬく森
		要介護1	Ⅲa	ちいきの介護相談室
デイサービスセンターぬく森	通所介護	要介護1	Ⅲa	ちいきの介護相談室
		要介護3	Ⅱb	デイサービスセンターみかづき

【参考：法的根拠】

■介護保険法第78条の5第2項

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

■犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第2条

市長、教育委員会及び農業委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

名称	担任する事務	委員定数	委員任期
犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会	市長の諮問に応じ、老人保健法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画の策定、検証等を行う。	20人以内	3年